

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容	栃木市観光情報物産館の利用の制限						
根拠法令等及び条項	栃木市観光情報物産館条例第9条						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 434 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 434 1361 508">栃木市観光情報物産館条例第9条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685">                     平成31年 4月 1日設定                      平成 年 月 日最終変更                 </td> </tr> </table>	根拠条項	栃木市観光情報物産館条例第9条	参考事項		設定等年月日	平成31年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
根拠条項	栃木市観光情報物産館条例第9条						
参考事項							
設定等年月日	平成31年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市観光情報物産館条例抜粋                      (利用の制限)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</li> <li>(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</li> <li>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認めるとき。</li> </ol>						